

空港グランドハンドリング事業における適正取引等推進のための
ガイドライン策定に向けたワーキンググループ規約

（設置の目的）

第 1 条 空港グランドハンドリング事業における取引において、下請代金支払遅延等防止法や独占禁止法に抵触する恐れのある取引内容や不適切な行為等を防ぎ、委託者及び受託者の対等な関係の構築と公正かつ透明な取引の推進を図るためのガイドラインの策定を目的として、持続的な発展に向けた空港業務のあり方検討会の下に「空港グランドハンドリング事業における適正取引等推進のためのガイドライン策定に向けたワーキンググループ」（以下WG）を設置する。

（WG の構成）

第 2 条 WG の構成は、別紙に掲げる委員で構成する。

（委員長の任命等）

第 3 条 WG に委員長を 1 名置く。

- 2 委員長は、事務局から推薦し、委員の承認によってこれを定める。
- 3 委員長は、本 WG を統括する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

（議事の公開）

第 4 条 WG は、率直かつ自由な意見交換を確保するため、原則非公開とする。

- 2 WG の議事要旨については、会議終了後事務局において、発言者を明示しない形で案を作成し、参加者の確認を受けた上で公開する。
- 3 WG の資料を公開するかどうかについての判断は、個別の事情に応じて、事務局に一任するものとする。

（事務局）

第 5 条 WG の事務局は、国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課に置く。

（守秘義務）

第 6 条 委員は、WG を通じて知り得た秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（雑則）

第 7 条 この規約に定めるもののほか、WG の運営に関し必要な事項については、WG で定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、令和 7 年 4 月 7 日から施行する。